知多市公告第５６号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、次のとおり飲料の自動販売機設置を目的とする市有財産（建物）の貸付けを一般競争入札に付します。

令和７年６月３０日

知多市長　宮　島　壽　男

１　入札に付する事項

(1) 件名

飲料の自動販売機設置に係る市有財産（建物）の貸付け

(2) 貸付物件の表示

所在地	設置場所	貸付面積	外　形　寸　法	設置台数
知多市南浜町２２番地の２	知多市リサイクルプラザ保管庫（資源置場）内	２．００㎡	（自動販売機） 幅２．００ｍ×奥行き１．００ｍ×高さ２．００ｍ以内	１台

備考

注1)　貸付面積及び外形寸法には、放熱余地を含む。

注2)　容器の種類は、缶、ペットボトル又は紙パックとする。

注3)　自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。

注4)　自動販売機を設置する際は、転倒防止対策を施すものとする（設置方法等は市と協議）。

注5)　自動販売機の運転に必要な電気代(実費相当分)は、全額事業者の負担とする。また、自動販売機等の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用も事業者の負担とする。なお、電源は単相１００Ｖ１５Ａ、給排水設備は設置しないこと。

(3) 貸付期間

貸付期間は、令和７年１０月１日（水）から令和１０年９月３０日（土）までとする。

２　入札に必要な資格

(1) 知多市が実施する飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示（平成２２年１２月２７日付け知多市告示第１４１号）に定める資格等をすべて満たす者であること。

(2) この公告の日から落札決定までの間、本市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

３　入札説明書並びに契約条項を示す場所及び日時

(1) 入札説明書、設計図面及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧場所　知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）

イ　閲覧日　令和７年７月４日（金）から２８日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する国民の祝日を除く。）

ウ　閲覧時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

エ　現場確認　イ及びウの閲覧日時内において、依頼に応じて実施する。

(2) 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布は、入札参加資格審査の結果、資格有りと通知した者に対して次のとおり行う。

ア　配布場所　知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）

イ　配布日時　令和７年８月２０日（水）午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

ウ　配布方法　貸与（入札時に返却すること。）

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式任意）を持参し、提出すること。

ア　提出先　　知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）

イ　受付日　　令和７年８月２０日（水）

ウ　受付時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

エ　質問に対する回答

質問に対する回答書は、令和７年８月２２日（金）午前９時から午後５時までの間（正午から午後１時までの間を除く。）、知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）で配布するので、質問の有無にかかわらず受領すること。

４　入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 入札参加申込書の提出

入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書にオの書類を添えて（以下「入札参加申込書等」という。）、次のとおり提出しなければならない。ただし、同一の申込者による複数の入札参加申込みは受け付けない。

ア　提出先　知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）

イ　受付日　令和７年７月４日（金）から２８日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する国民の祝日を除く。）

ウ　受付時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

エ　提出方法　持参又は郵送（令和７年７月２８日（月）必着）。持参又は郵送以外の提出は受け付けない。

オ　添付書類

(ｱ)委任状（代理人により入札する場合）

(ｲ)誓約書（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）

(ｳ)証明書類（写し可）（発行日から３か月以内のもの（会社概要を除く））

・法人の場合　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

印鑑証明書

会社の概要書

・個人の場合　身元証明書

印鑑証明書

(ｴ)入札公告の日から過去３年間以内に、国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の施設に、自らが管理または運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書のいずれかの写し

(ｵ)直近１年分の国税、都道府県民税及び市町村民税の未納がないことの証明書　写し可

・法人の場合　法人税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税

・個人の場合　所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、都道府県民税、市町村民税

(ｶ)設置を予定する自動販売機等のカタログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）

(ｷ)返信用封筒（表に申込者の郵便番号、所在地（住所）、氏名等を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（５０ｇ以内）の切手を貼った長形３号封筒）

カ　提出部数　１部

(2) 入札参加申込書の受理

ア　明らかに入札参加資格がないと認められるときは、入札参加申込書等を受理しない。

イ　提出された入札参加申込書は、返却しない。

(3) 入札参加資格の有無の通知

入札参加資格の有無の結果は、資格審査後、入札参加資格審査結果通知書（以下「結果通知書」という。）により通知する。

(4) 入札参加資格審査結果についての問い合わせ

資格審査の結果、資格無しとして通知を受けた者は、令和７年８月１８日（月）までに知多市長に対し、文書（様式任意）をもって説明を求めることができる。この場合において、文書の提出先は知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）とし、当該文書は持参するものとする。

5　入札日時及び入札執行場所

(1) 入札場所　知多市リサイクルプラザ　研修室

(2) 入札日時　令和７年８月２８日（木）午前１１時００分

6　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札

(3) 入札開始時間までに受付を済ませていない者のした入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった者のした入札

(5) 同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は２以上の代理をした者の入札

(7) 代理人が委任状の提出をしないで行った入札

(8) 記名及び押印のない入札

(9) 入札書の記載事項が確認できない入札

(10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札

(11) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印（印鑑証明書の印。使用印鑑届が提出されている場合は、届出印若しくは委任状に押印してある代理人の私印）のない入札

(12) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反した入札

7　入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加者は、その見積もる契約金額の１００分の５以上の入札保証金を入札日当日の入札執行前までに納付しなければならない。

(2) 入札保証金に代わる担保

前号の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　政府の保証のある債券

イ　市長が確実と認めた社債

ウ　銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下本号において「銀行等」という。）に対する定期預金債券

エ　銀行等が振出し、又は支払保証をした小切手

オ　銀行等の保証

(3) 入札保証金の納付の免除

ア　保険会社との間に知多市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

イ　過去２か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、種類及び規模をほぼ同じくする契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約のすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

8　契約書の作成の要否

要

9　入札に関する注意事項

(1) 入札会の延期等

ア　この公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認めた場合は、入札会は延期するものとする。

イ　第４項第３号の規定により、入札参加資格がある旨の結果通知を受けた者であっても、入札日現在において第２項に規定する資格を失った者は、入札に参加することができない。

ウ　入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。この場合において、通知を受けた者は辞退する旨の書面を提出することとする。

エ　開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(2) 入札会の受付

入札参加資格が有る旨の結果通知書（写し可）を提示すること。

(3) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

入札回数は、３回までとする。

(5) 落札金額が２者以上同価の場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札書の取扱い

入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(7) 法令等の遵守

入札参加者は、入札及び契約事務に関する関係法令及び知多市の規則、要項、入札説明書、入札者心得書、契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(8) 違約金の納付

入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積る契約金額の１００分の５の額（当該金額に１円未満の

端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、第７項第１号の規定により入札保証金を納付している場合又は第７項第２号の規定により入札保証金に代わる担保を提供している場合は、この限りでない。

(9) その他留意事項

入札参加者は、入札後この公告、入札説明書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

１０　その他

(1) 契約の時期

本入札について、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して７日以内に契約書を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 契約保証金に代わる担保

第７項第２号の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

(4) 契約保証金の納付の免除

契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア　保険会社との間に知多市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ　過去２か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、種類及び規模をほぼ同じくする契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約のすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

１１　公告の写し、提出書類の用紙の配布

(1) 配布書類等　この公告の写し、入札参加申込書等の提出書類の用紙
なお、提出書類の用紙については、市ホームページからも印刷することができる。

(2) 配布場所　知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）

(3) 配布日　令和７年７月４日（金）から２８日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する国民の祝日を除く。）

(4) 配布時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

１２　問い合わせ先

〒４７８－００４５
知多市南浜町２２番地の２
知多市環境経済部ごみ対策課（知多市リサイクルプラザ内）
電　話　番　号　０５６２－５５－０３００
ＦＡＸ番号　０５６２－５５－０７７１
メールアドレス　gomitai@city.chita.lg.jp